

東シナ海はえ縄漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第3班までご連絡下さい。

電話番号:03-3502-8479(直通)
FAX番号:03-3501-1019

(令和3年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
302	勇丸	19	※
315	明光丸	19	※
502	第三十七清漁丸	19	※
503	第一新栄丸	19	※
506	第一泰福丸	19	※
509	第一栄豊丸	19	※
510	第十八若戎丸	19	※
511	第八恵比寿丸	19	※
513	第十八幸特丸	19	※
519	第十一長盛丸	19	※
520	第二十一長盛丸	19	※
602	右豊丸	19	※
603	第八十八海栄丸	19	※
604	第五十八福栄丸	15	※
606	第十八海漁丸	18.71	※

(操業区域)

次の各号に掲げる海域

- 1 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域
- 2 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域
- 3 北緯30度40分13秒の線以西の東シナ海の海域(1に掲げる海域を除く)

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。